標柱十二号から一四三度三一分三八秒
一三・六七七メートルの地点　十三号
標柱十三号から一六五度〇八分五五秒
一〇・五〇三メートルの地点　十四号
標柱十四号から一二三度五四分二七秒
一五・六三五メートルの地点　十五号
標柱十五号から一八二度五六分三七秒
六・一三四メートルの地点　十六号
標柱十六号から二五六度三〇分五三秒
八・二四六メートルの地点　十七号
標柱十七号から一七六度四五分四三秒
二一・一五六メートルの地点　十八号
標柱十八号から二五〇度五〇分一六秒
一五・二四五メートルの地点　十九号

○環境省告示第三十四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第九条第六項の規定に基づき、平成二十年度以降の五年間についての各年度の特定分別基準適合物ごとの総量（平成二十年環境省告示第二十五号）の一部を次のように改正したので、公表する。

平成二十一年九月十四日

環境大臣　斉藤　鉄夫

第一号の表中

二十二		三五八
二十三		三五七
二十四		三五六

を

二十二		三五九
二十三		三五八
二十四		三五七

に改める。

第二号の表中

二十三		三〇八

を

二十三		三〇七

に改める。

第三号の表中

二十三		一八四
二十四		一八四

を

二十三		一八五
二十四		一八五

に改める。

第四号の表中

二十三		一六八
二十四		一七一

を

二十三		一六九
二十四		一七二

に改める。

第五号の表中

二十二		三二四
二十三		三三二
二十四		三四〇

を

二十二		三二五
二十三		三二一
二十四		三二六

に改める。

第六号の表中

二十二		九四五
二十三		九七八
二十四		一、〇〇四

を

二十二		九三五
二十三		九七二
二十四		一、〇〇〇

に改める。

○国土交通省告示第千六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年九月十四日

国土交通大臣　金子　一義

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　都市計画事業の種類及び名称　南部大阪都市計画公園事業三・三・二一九―九号つくしの公園
三　事業施行期間　自平成二十一年九月十四日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　大阪府和泉市あゆみ野三丁目地内
使用の部分　なし

○防衛省告示第百六十四号

海上における投下訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年九月十四日

防衛大臣　浜田　靖一

日　時　平成二十一年十月五日（予備、同月六日）の〇八〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
航空機　二機
その他　一　投下訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、投下海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年九月十四日

防衛大臣　浜田　靖一

日　時　平成二十一年十月五日（予備、同月六日）の〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度〇九分五二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(ウ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦　自衛艦三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。